

全国森林計画の変更について

令和3年6月
林 野 庁

1 趣旨

全国森林計画は、森林法の規定に基づき、森林・林業基本計画に即して農林水産大臣が5年ごとに15年を1期としてたてるものである（平成31年4月1日から令和16年3月31日の15年間）。

森林の整備及び保全の目標、伐採立木材積等の各種計画量、施業の基準等を示すものであり、都道府県知事がたてる地域森林計画等の指針となる。

2 変更の概要

- 新たな森林・林業基本計画を踏まえ、以下の記述等を追加する。
 - ・ 木材等生産機能維持増進森林における再造林の促進
 - ・ 林地の保全に留意した適切な伐採・搬出の確保
 - ・ 走行車両の大型化や豪雨の増加傾向等を踏まえた林道整備
- 伐採立木材積や造林面積等の各種計画量について、新たな森林・林業基本計画に即した見直しを実施する。

【森林の整備及び保全の目標】

区 分		現 況	計画期末
森林面積（千ha）	育成単層林	10,215	9,883
	育成複層林	1,053	1,613
	天然生林	13,780	13,554

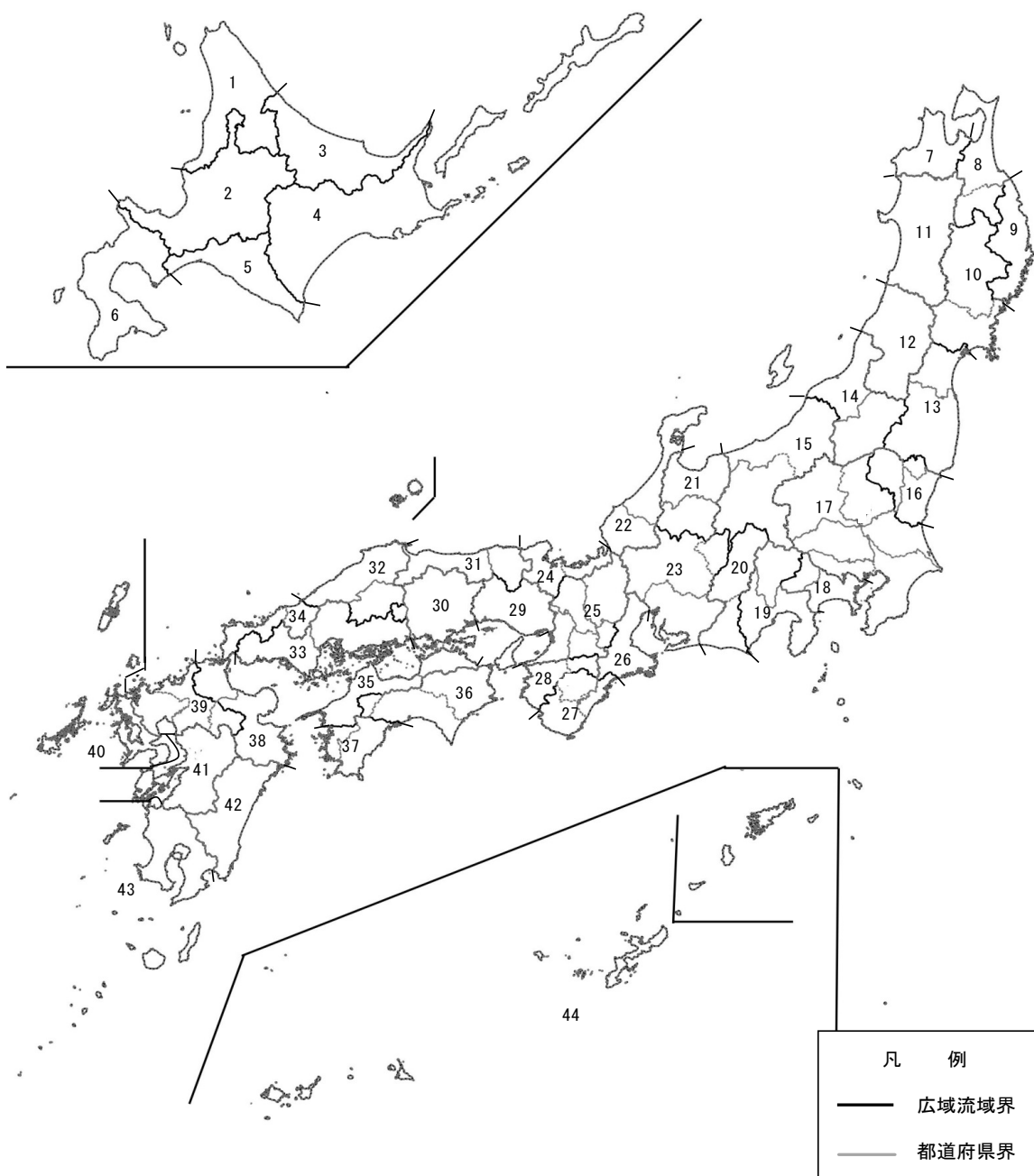
注） 現況は平成29年3月31日、計画期末は令和16年3月31日時点の数値

【計画量】

区 分		計 画 量
伐採立木材積（万m ³ ）	総数	83,423
	主伐	39,345
	間伐	44,078
造林面積（千ha）	人工造林	1,020
	天然更新	571
林道開設量（千km）		12.3
間伐面積（参考）（千ha）		6,774

注） 計画期間（平成31年4月1日～令和16年3月31日）の総量

全国森林計画広域流域位置図



番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域	番号	広域流域
1	天塩川	10	北上川	19	富士川	28	紀ノ川	37	四万十川
2	石狩川	11	米代・雄物川	20	天竜川	29	加古川	38	遠賀・大野川
3	網走・湧別川	12	最上川	21	神通・庄川	30	高梁・吉井川	39	筑後川
4	十勝・釧路川	13	阿武隈川	22	九頭竜川	31	円山・千代川	40	本明川
5	沙流川	14	阿賀野川	23	木曽川	32	江の川	41	菊池・球磨川
6	渡島・尻別川	15	信濃川	24	由良川	33	芦田・佐波川	42	大淀川
7	岩木川	16	那珂川	25	淀川	34	高津川	43	川内・肝属川
8	馬淵川	17	利根川	26	宮川	35	重信・肱川	44	沖縄
9	閉伊川	18	相模川	27	熊野川	36	吉野・仁淀川		

注:本図は、必ずしも我が国の領土を包括的に示すものではない。

○ 森林の整備及び保全の目標

(単位 面積：千ha 蓄積：m³/ha)

広域流域	育成単層林面積		育成複層林面積		天然生林面積		森林蓄積 (ha当り)	
	現況	計期末	現況	計期末	現況	計期末	現況	計期末
全 国	10,215	9,883	1,053	1,613	13,780	13,554	209	238
天 塩 川	224	217	153	168	559	552	119	136
石 狩 川	279	268	157	177	729	720	144	164
網走・湧別川	267	252	107	134	396	384	192	218
十勝・釧路川	305	288	144	174	802	791	163	186
沙 流 川	128	123	75	85	362	357	149	170
渡島・尻別川	205	196	60	77	587	579	121	138
岩 木 川	119	114	18	29	187	182	189	215
馬 淵 川	230	221	34	51	231	224	204	233
閉 伊 川	194	188	10	26	261	252	212	242
北 上 川	365	352	20	44	387	378	218	248
米代・雄物川	407	393	11	38	421	409	214	244
最 上 川	185	177	3	17	482	475	164	187
阿 武 隈 川	295	282	20	42	329	320	236	269
阿 賀 野 川	141	137	19	29	590	585	160	182
信 濃 川	334	324	15	32	799	793	165	188
那 珂 川	181	175	7	18	136	131	240	273
利 根 川	461	451	34	52	545	538	219	250
相 模 川	84	83	9	12	109	108	228	260
富 士 川	282	273	15	29	306	302	207	236
天 竜 川	241	235	9	16	211	208	214	244
神通・庄川	154	151	12	19	427	424	171	195
九 頭 竜 川	189	184	5	16	316	311	232	264
木 曽 川	484	474	14	29	418	413	223	254
由 良 川	105	102	1	6	166	164	208	237
淀 川	241	235	11	18	276	274	206	234
宮 川	148	145	0	5	97	96	203	231
熊 野 川	259	253	2	10	171	169	276	314
紀 ノ 川	145	142	4	8	81	79	303	346
加 古 川	146	141	2	9	236	233	196	224
高梁・吉井川	221	214	10	20	284	280	157	179
円山・千代川	234	227	3	12	199	196	256	292
江 の 川	241	233	8	22	360	354	259	295
芦田・佐波川	241	235	10	21	420	415	229	261
高 津 川	107	103	3	8	153	151	285	324
重 信・肱 川	185	180	2	10	168	166	227	259
吉野・仁淀川	468	456	8	24	233	228	337	383
四 万 十 川	211	206	2	10	121	118	279	318
遠賀・大野川	256	247	3	17	203	197	247	282
筑 後 川	229	221	2	13	93	90	332	378
本 明 川	106	104	1	4	136	134	213	243
菊池・球磨川	292	280	4	19	167	163	303	345
大 淀 川	338	322	5	25	243	238	321	366
川内・肝属川	279	269	13	32	296	288	269	306
沖 縄	11	11	8	9	87	87	130	149

注：現況については、平成29年3月31日現在の数値である。

○ 計 画 量

広 域 流 域	伐採立木材積			造林面積	
	総 数	主 伐	間 伐	人 工 林	天 更 然 新
全 国	83,423	39,345	44,078	1,020	571
天 塩 川	1,043	390	653	23	19
石 狩 川	1,736	856	880	32	25
網走・湧別川	2,253	1,094	1,159	45	33
十勝・釧路川	2,711	1,293	1,418	55	29
沙 流 川	879	351	528	14	16
渡島・尻別川	1,275	501	774	26	24
岩 木 川	1,094	476	618	16	13
馬 淵 川	2,192	1,092	1,100	28	20
閉 伊 川	1,810	920	890	18	28
北 上 川	3,053	1,596	1,457	41	26
米代・雄物川	3,888	2,033	1,855	42	37
最 上 川	1,688	968	720	23	19
阿 武 隈 川	2,602	1,672	930	44	27
阿 賀 野 川	1,055	559	496	12	16
信 濃 川	1,885	548	1,337	16	9
那 珂 川	2,223	1,077	1,146	26	17
利 根 川	3,158	1,179	1,979	33	18
相 模 川	536	142	394	5	4
富 士 川	1,687	813	874	27	10
天 竜 川	1,569	569	1,000	17	4
神通・庄川	961	365	596	7	7
九 頭 竜 川	1,290	450	840	14	16
木 曽 川	3,073	1,132	1,941	29	11
由 良 川	417	149	268	6	1
淀 川	962	398	564	16	3
宮 川	601	175	426	7	2
熊 野 川	1,788	564	1,224	19	3
紀 ノ 川	1,035	358	677	10	2
加 古 川	851	192	659	12	4
高梁・吉井川	1,839	838	1,001	21	9
円山・千代川	1,493	574	919	21	5
江 の 川	1,914	1,101	813	25	16
芦田・佐波川	1,883	931	952	20	11
高 津 川	877	505	372	10	5
重 信・肱川	1,419	482	937	15	6
吉野・仁淀川	4,034	1,799	2,235	36	10
四 万 十 川	2,228	827	1,401	16	6
遠賀・大野川	2,620	1,273	1,347	27	14
筑 後 川	2,696	1,342	1,354	25	4
本 明 川	643	139	504	3	2
菊池・球磨川	4,014	2,064	1,950	49	10
大 淀 川	4,866	3,094	1,772	55	9
川内・肝属川	3,559	2,447	1,112	32	23
沖 縄	22	17	5	1	1

- 注 1 : 水源涵養のための保安林とは、森林法（昭和26年法律第249号）第25条第 1 項第 1 号の同項第 2 号から第 7 号までの目的、保健、風致の保存等のための保安林とは、同項第 8 号
- 2 : 保安林面積の総数欄は、2 以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、
- 3 : 治山事業とは、森林法第41条に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法（昭和33年第 3 条若しくは第 4 条の規定によって指定された地すべり防止区域又はばた山崩壊防止区
- 4 : 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等

(単位 材積：万m³ 開設量：千km 面積：千ha 地区数：百地区)

林道 開設量	保安林面積				治山事 業施行 地区数	間伐 面積 (参考)
	総 数	水源涵養の ための保安林 ^{かん}	災害防備の ための保安林	保健、風致の保存 等のための保安林		
12.3	13,010.4	9,786.6	3,175.1	814.2	323.4	6,774
0.5	618.9	411.2	207.1	22.3	4.7	199
0.5	888.1	825.2	52.9	64.4	6.6	208
0.4	528.6	334.7	186.1	35.1	3.6	223
0.6	851.1	566.7	281.6	38.4	7.3	275
0.3	430.6	354.1	76.2	15.7	4.2	119
0.3	566.9	343.5	226.2	46.3	7.0	212
0.3	225.1	184.5	38.7	15.8	3.8	102
0.4	243.8	214.8	28.5	22.1	4.3	173
0.1	161.9	126.6	30.8	8.4	3.3	141
0.3	405.2	362.2	42.6	13.5	8.6	215
0.5	475.2	408.6	69.7	30.6	9.0	266
0.2	420.8	324.3	113.2	19.2	5.0	111
0.2	275.1	226.5	46.2	14.3	8.1	122
0.3	471.3	360.1	113.6	8.1	6.8	55
0.2	611.6	428.4	185.4	32.9	14.3	279
0.2	143.1	122.0	19.6	7.6	4.1	112
0.2	539.0	409.2	125.3	53.1	19.3	269
0.1	108.3	69.4	47.8	12.8	3.9	66
0.6	298.4	236.6	61.2	26.0	10.9	171
0.4	255.1	178.4	77.7	5.8	7.4	187
0.2	392.7	226.1	170.8	27.2	8.4	97
0.4	212.8	178.0	30.7	31.0	7.2	126
0.6	416.8	248.4	166.4	15.1	19.4	370
0.1	89.5	66.8	20.2	7.1	3.7	38
0.1	189.0	105.0	78.3	30.1	10.4	107
0.1	87.9	58.5	28.3	9.6	3.7	77
0.4	185.5	149.6	35.0	7.3	6.2	166
0.1	72.7	52.3	20.1	1.8	4.4	90
0.1	139.6	98.6	39.7	10.1	6.5	82
0.1	195.9	140.8	52.4	15.4	9.1	115
0.4	215.8	189.7	24.1	11.5	5.6	143
0.4	236.9	213.8	19.3	10.1	8.8	117
0.1	253.9	138.6	108.8	20.7	10.6	114
0.1	100.7	80.6	18.6	4.1	3.8	47
0.2	126.3	61.4	63.0	9.5	7.7	103
0.4	287.9	238.8	48.2	21.2	14.1	283
0.2	136.0	103.0	31.7	5.9	4.7	129
0.4	182.4	146.6	33.8	16.1	8.2	158
0.2	152.8	121.0	33.5	12.9	9.4	189
0.1	76.3	38.1	33.8	10.9	4.2	80
0.5	185.4	158.0	27.0	9.1	6.4	264
0.4	300.8	268.8	28.2	14.2	8.5	227
0.3	214.5	185.6	25.1	14.8	8.8	145
0.1	40.5	31.5	7.9	6.2	1.5	2

目的、災害防備のための保安林とは、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備などのから第11号までの目的を達成するために指定する保安林をいう。
内訳の合計に合致しない。
法律第30号) 第51条第1項第2号に規定する地すべり地域又はばた山に関して同法域における地すべり防止工事又はばた山崩壊防止工事に関する事業をいう。
により区分される森林の区域を単位としてとりまとめた上、計上したものである。